

関係法人代表者 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長

平成23年度及び平成24年度障がい者自立支援臨時特例対策事業
(福祉・介護人材処遇改善事業) の実績報告について

本県の障がい福祉行政及び福祉・介護人材処遇改善事業の円滑な推進につきましては、平素からご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

上記事業を実施している事業所におかれては、実績報告書の提出が必要です。

つきましては、下記および別紙にご留意いただき、実績報告書の提出をお願いいたします。

記

1 提出書類

- ・福祉・介護職員処遇改善実績報告書 [別紙様式5]
- ・福祉・介護職員処遇改善実績報告書(都道府県内事業所等一覧表) [別紙様式5 (添付資料1)]
※大分県外の事業所との間で助成金を配分する場合は、福祉・介護職員処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表) [別紙様式5 (添付資料2)] が必要
- ・積算の根拠となる資料
※参考様式を作成しておりますので、ご活用下さい。

2 実績報告書提出期限

- ① 平成23年度実績報告 平成24年5月31日(木) 必着
- ② 平成24年度実績報告 平成24年7月31日(火) 必着

3 実績報告書等の入手方法

大分県のホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/tokurei/syoguukaizenn.html>) に掲載しておりますので、ダウンロードしてください。

(問い合わせ及び提出先)

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県福祉保健部障害福祉課

自立支援班 (担当: 平田)

TEL: 097-506-2741

FAX: 097-506-1740

留意事項

実績報告の提出にあたっては、福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領をよくお読みいただき、記載例等を参考にして、記載漏れや不足書類のないようご注意願います。

1 賃金改善額に関する留意事項

(1) 賃金改善の範囲

賃金改善以外の処遇改善に助成金を充てることはできません。また、法定外福利費、制服の貸与、実費弁償などは、賃金改善には含まれません。

(2) 新規雇用職員の扱い

賃金改善実施期間中に新たに雇用した職員については、その職員に平成20年度下半期の賃金算定ルールを適用した場合の賃金と実際の賃金との差額が賃金改善分となります。

2 提出書類に関する留意事項

(1) 実績報告書を作成する単位

福祉・介護職員処遇改善計画書毎に実績報告書を作成してください。

(2) 今回報告の対象となる助成金の範囲

①平成23年度実績報告

平成23年4月から平成24年3月までの支払い分

②平成24年度実績報告

平成24年4月から平成24年5月までの支払い分（月遅れ請求があった場合、平成24年6月及び7月の支払い分を含む）

(3) 介護保険サービスにも従事している場合の記載内容

障害福祉サービスの対象職種に従事した分の賃金等に関する分のみを記載し、介護保険のサービスに従事した分の賃金等に関する分は除いてください。

(4) 賃金改善に要した費用の積算の根拠となる資料

「賃金改善に要した費用の積算の根拠となる資料」を実績報告書に添付してください。参考様式を県ホームページに掲載しておりますのでご活用をお願いします。

3 その他の留意事項

(1) 助成金に関する書類の保存

本助成金に関する書類については、実績報告後5年間保管してください。

(2) 助成金の返還について

支給された助成金額よりも実際の賃金改善額が少なかった場合は、その差額を返還していただくこととなります。その具体的な事務については、該当事業者あて別途連絡いたします。